

## 2021-3 税務・労務・法務情報

### ・ RMC (Revenue Memorandum Circular)

#### 2021-36 VAT最終源泉の取り扱い変更 (ガイドライン)

現在CREATE (税制大改革第二弾) は上下院の承認を経て、大統領承認待ちの状態ですが、本規則は**税制大改革第一弾：TRAIN**において定められていた改定内容についてのガイドラインです。

TRAINは2018年1月1日施行ですが、項目により発効日が別途指定されているものがあります。本規則もそのうちの一つです。

#### (従来の取り扱い)

・政府・政府所有会社等との取引におけるVATは、政府等が民間企業に支払う際に12%のうち5%を「最終源泉税」として源泉控除する制度があります。

#### (TRAINによる改定)

・**2021年1月1日以降**は、最終源泉税から、**控除可能源泉税に変更**する旨の改定が盛り込まれていました。今回のRMCはこの改定内容が2021年1月1日に発効することで、そのガイドラインがリマインダーとして公布されたという訳です。政府との取引を有する企業はご留意下さい。

#### (ガイドラインの内容)

・法律の定め通り、2021年1月1日以降の政府支払いに係る源泉控除VATは、控除可能VAT源泉控除額としてVAT申告書に記載すること。

・政府は、BIR様式2307 (Certificate of Creditable Tax Withheld At Source) 源泉証明書を発行する。

・VAT申告納税者は、この源泉証明書を申告書に添付して申告納税すること

・適切な証明書添付がない場合は、控除不可とする。

ジャパンデスク 清水 麻利

(英語・タガログ語⇄日本語翻訳業務担当)